

長浜市西浅井町余の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

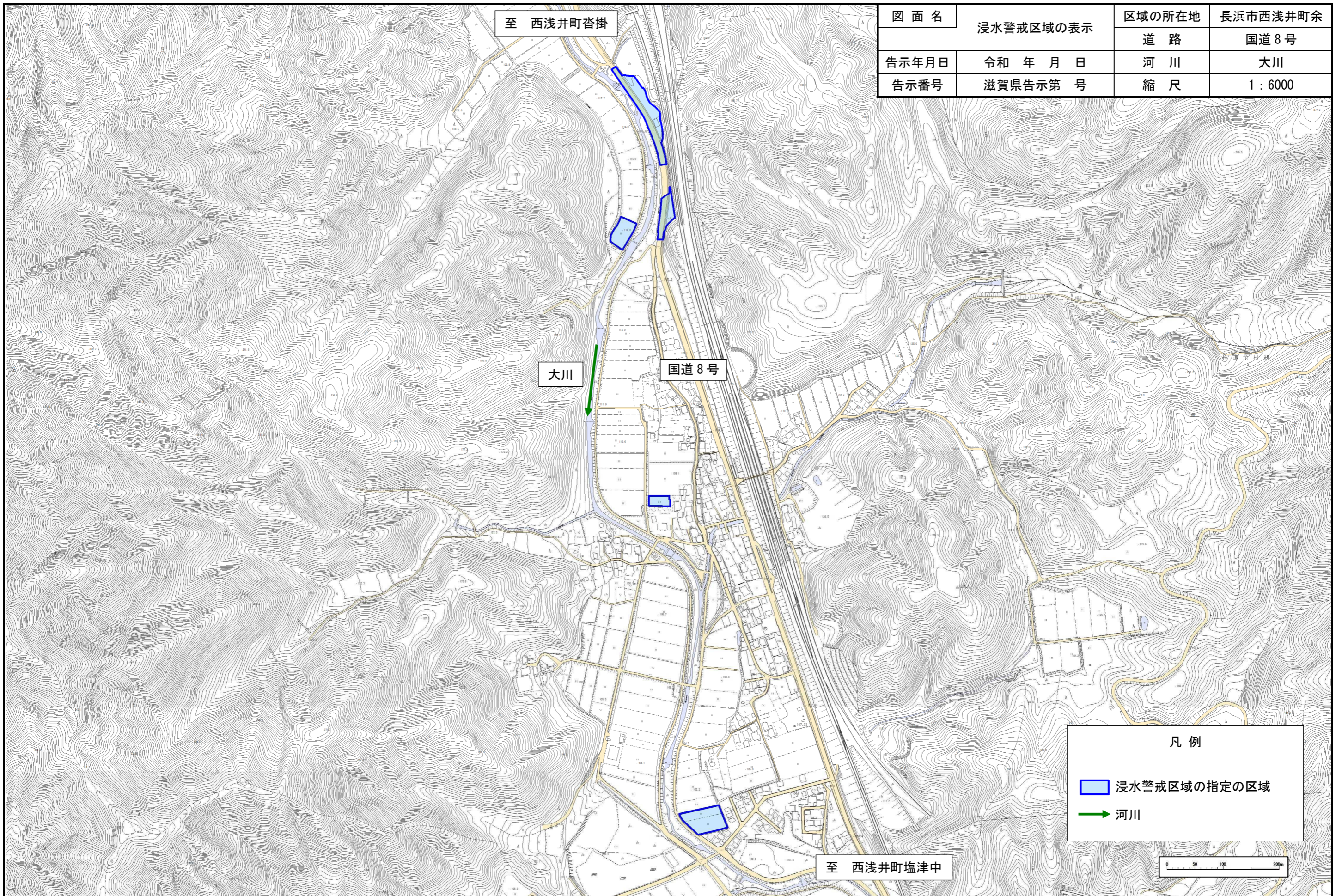
記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条第1項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条第5項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和5年2月27日

滋賀県流域治水推進審議会会長

1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域



図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	長浜市西浅井町余
		道路	国道8号
告示年月日	令和 年 月 日	河川	大川
告示番号	滋賀県告示第 号	縮尺	1 : 6000

凡例

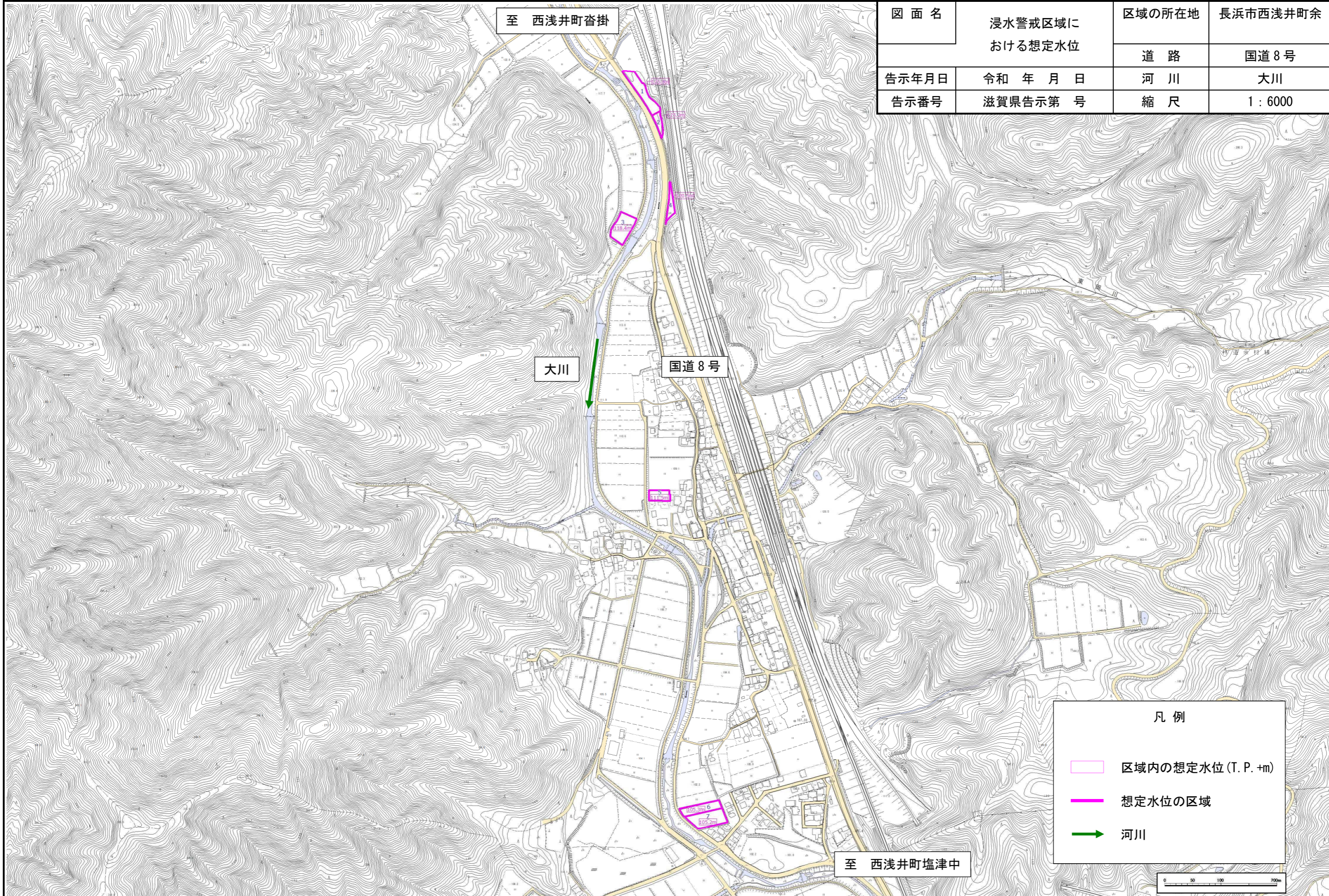
浸水警戒区域の指定の区域

→ 河川



※背景図は、長浜市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位



図面名	浸水警戒区域における想定水位	区域の所在地	長浜市西浅井町余
		道路	国道8号
告示年月日	令和 年 月 日	河川	大川
告示番号	滋賀県告示第 号	縮尺	1 : 6000

※背景図は、長浜市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和5年1月13日～1月26日)

意見なし

4. 長浜市長の意見

(回答：令和5年2月10日付け長道河第517号)

別紙のとおり

長道河第517号
令和5年2月10日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 浅見 宣義



滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する
意見照会について(回答)

平素は、本市の河川行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年1月27日付け滋流政第11号で意見照会のありました滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する意見につきましては、別紙のとおり回答します。

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく

浸水警戒区域の指定に関する意見について

意見

現在の「流域治水」を進めるに当たっては、「河川整備」のハード面と「出前講座や図上訓練、まちあるき」などのソフト面の両輪で進めることが長浜市の基本姿勢である。

令和4年8月5日の集中豪雨によって、今回、浸水警戒区域に指定しようとする区域を含め、甚大な被害が発生したことから、姉川・高時川沿川の治水安全度を一刻も早く高める必要がある高時川の河川整備については、丹生ダム建設事業の代替事業であるという認識において、湖北圏域河川整備計画期間に関わらず、早期の整備完了をお願いしたい。

併せて、下流優先の原則にこだわらず、被害が集中した上中流部の整備について、下流部との同時進行で整備を図っていただくと共に、現湖北圏域河川整備計画について、早期の検証と見直しをしていただきたい。

今回、浸水警戒区域に指定しようとする区域については、住民への丁寧な説明と十分な理解を得たうえで指定の手続きに進んでいただきたい。

なお、市内に想定浸水深が3mを越える区域が集中している状況は県下に類を見ないものであることから、本市における浸水警戒区域の指定については、地域住民の理解が得られるよう、引き続き丁寧かつしっかりと説明を行うとともに、市民・県民の命と財産を守るため、地域実情を踏まえた手厚い補助制度となるよう制度拡充をお願いしたい。

(担当)

長浜市都市建設部

道路河川課 山崎 清

連絡先 0749-65-6532